

田原市民間保育所運営費等補助金交付要綱

(通則)

第1条 田原市民間保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条の規定により認可された社会福祉法人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置する保育所の保育内容の充実及び施設の運営改善を図るため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、田原市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和50年条例第11号）及び田原市補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象とする経費は、次に掲げる事業等の経費（以下「補助対象経費」という。）とし、この経費のうち市長が認める経費について補助金を交付する。

(1) 経常活動

ア 法人運営に係る理事会経費並びに保育所運営に係る人件費及び積立金

イ 障害児保育に係る人件費及び管理費

ウ 延長保育に係る人件費及び管理費

エ 土地賃借料

(2) 施設整備等事業

ア 施設整備費

イ 設備整備費

(補助基準及び補助金額)

第3条 補助基準及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の使途)

第4条 補助金は、第2条各号に規定する事業等に対して交付するものであり、原則他の費用に充当してはならない。

(申請の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(交付要綱様式第1号)に必要書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 申請を取り下げる場合は、その旨を記載した書面を、補助金交付の決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出しなければならない。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助金概算払・前金払請求書(交付要綱様式第5号)に基づいて、補助交付決定額の7割を6月末日までに、2割を10月に概算により補助事業者に交付することができる。ただし、施設整備費及び設備整備費は除くものとする。

2 前項の概算払の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了したときは、補助事業実績報告書(交

付要綱様式第 6 号) に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(交付要綱様式第 7 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の通知書を受領したときは、速やかに補助金請求書(交付要綱様式第 8 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領後 30 日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、交付要綱第 12 条に規定する場合のほか、第 7 条の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(遅延利息)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(必要な指示等)

第 14 条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の別紙に規定する1積算単価表中(1)保育標準時間の表及び(2)保育短時間の表の適用については、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に限り、これらの表によらず、次の表によるものとする。

(1) 保育標準時間

年齢児	保育単価			④ 配置基準補正倍率	⑤ 市補助単価倍率
	① 基本分単価	② 処遇改善等加算	③ 所長設置加算		
乳児	160,060円	17,880円	3,370円		0.14
1歳児	90,230円	9,480円	3,370円	1.5	
2歳児	90,230円	9,480円	3,370円		
3歳児	38,050円	3,600円	3,370円	1.1	
4歳以上	31,070円	2,880円	3,370円	1.1	

児					
---	--	--	--	--	--

(2) 保育短時間

年齢児	保育単価			④ 配置基準補正倍率	⑤ 市補助単価倍率
	⑥ 基本分単価	⑦ 処遇改善等加算	⑧ 所長設置加算		
乳児	157,090 円	17,520 円	3,370 円		0.14
1 歳児	87,260 円	9,120 円	3,370 円	1.5	
2 歳児	87,260 円	9,120 円	3,370 円		
3 歳児	35,080 円	3,240 円	3,370 円	1.1	
4 歳以上児	28,100 円	2,520 円	3,370 円	1.1	

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 20 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金算出基準額表

区分	補助対象経費		補助基準及び補助金額											
経常活動	保育所運営	法人の理事会に係る理事の日当及び交通費、事務費等（1法人当たり40,000円以内）	市の示す保育士の配置基準を満たすこと。 別紙「保育所運営補助金算出表」で定める算出基準により計算された額											
		保育所に配置された職員の給与、賃金及び各種保険料等事業主負担金並びに積立支出金（事業活動収入の5%以内に限る。）												
	障害児保育	障害児保育に当たる職員の給与、賃金及び各種保険等事業主負担金並びに当該保育の運営費（発達支援教室への移動経費を含む。）	田原市が示す加配保育士の配置人数を満たすこと。 月額250,000円に加配保育士数を乗じて得た額（人件費）と月額9,000円に加配対象児童数を乗じて得た額（管理費）の合計額											
	延長保育	延長保育に当たる職員の給与、賃金及び各種保険等事業主負担金並びに当該保育の運営費	保育士2人体制以上の配置をすること。 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>42,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>63,600円</td> </tr> </table> 保育標準時間認定（1事業当たり年額） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	21,200円	2時間	42,400円	3時間	63,600円	延長時間区分		30分
延長時間区分														
1時間	21,200円													
2時間	42,400円													
3時間	63,600円													
延長時間区分														
30分	600,000円													
土地賃借料	当該保育所の運営に必要な土地賃借料	保護者送迎用の駐車場として利用する土地の賃借であること。 当該土地の前年度の固定資産税の課税標準額の4%又は賃借料のうちいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額												
施設整備等事業	当該保育所に必要な施設補修工事費等及び設備設置費等	次の各号に規定する額の合計額 (1) 子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）による保育所緊急整備事業及び保育所等整備交付金の対象事業（以下「国庫補助事業」という。）に要した額のうち市町村負担額に相当する額 (2) 国庫補助事業に要した額から当該要した												

			<p>額のうち国庫が負担する額、前号に規定する額、寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が認める額</p> <p>(3) 国庫補助事業以外の事業に要した額から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が認める額</p>
--	--	--	---

保育所運営補助金算出表

1 積算単価表

(1) 保育標準時間

年齢児	保育単価		⑤配置基準 補正倍率	⑥市補助 単価倍率
	①基本分単価	②処遇改善等加算		
乳児	203,030円	43,580円		0.136
1歳児	117,230円	22,880円	1.5	
2歳児	117,230円	22,880円		
3歳児	48,030円	9,940円	1.1	
4歳以上児	39,450円	8,170円	1.1	

(2) 保育短時間

年齢児	保育単価		⑤配置基準 補正倍率	⑥市補助 単価倍率
	③基本分単価	④処遇改善等加算		
乳児	198,580円	40,730円		0.136
1歳児	112,780円	21,900円	1.5	
2歳児	112,780円	21,900円		
3歳児	43,580円	8,840円	1.1	
4歳以上児	35,000円	7,070円	1.1	

※1 ①～④は、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

※2 ⑤は、市独自の保育士配置（3歳以上児の市配置基準は計画上目標値）に対する補正倍率。

【参考】(1) 田原市保育士配置基準（国基準）

乳児3：1（3：1）、1歳児4：1（6：1）、2歳児6：1（6：1）、3歳児18：1（20：1）、4歳以上児27：1（30：1）。

(2) 調理員等配置基準（保育所運営費国庫負担金交付の判断基準）

調理員等（栄養士を含む）は、定員135人以下の保育所は2人。

※3 ⑥は、121人から130人までの定員区分における補助倍率とする。（別の定員区分となった場合は改めて倍率を設定する。）

2 保育所運営費補助月額算出方法

(1) 保育所運営費補助単価の基本的な考え方

施設型給付費等の公定価格の保育必要量区分に応じた単価（基本分単価、処遇改善加算、所長設置加算）に、田原市保育士配置基準（目標を含む。）により手厚い配置を行うための補正を行い、更にその補正後単価に市補助単価倍率を乗じて児童年齢別の補助単価を算出する。

(2) 補助月額算出式

補助月額＝保育標準時間 { (①+②) × ⑤ × ⑥ × 各年齢別児童数 }
 + 保育短時間 { (③+④) × ⑤ × ⑥ × 各年齢別児童数 } + 住宅手当支給者加算額

※1 住宅手当支給者加算額は、住宅手当を支給している職員につき、1人当たり13,500円又は手当支給額の1/2のうちいずれか低い額とする。

※2 月の途中で入所又は退所した児童については、25日を1か月として日割り計算により、算出した人数とする。